

都道府県・ 政令指定都市名	41 佐賀県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	佐賀県男女共同参画推進会議	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	1993年7月19日	根拠: 佐賀県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	佐賀県男女共同参画推進審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年6月1日	
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~	2026 年 3 月
名 称	第5次佐賀県男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2027年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	佐賀県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年10月9日	
	施 行 日(西暦)	2001年10月9日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2016年4月1日	
	改 正 内 容	県の機構改革に伴う担当部署の変更	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード		1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	第5次佐賀県男女共同参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(96)うち女性委員を含む審議会等数(96)	延総委員等数(1,356)延女性委員等数(565)女性比率(41.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(69)うち女性委員を含む審議会等数(69)	延総委員等数(1,077)延女性委員等数(452)女性比率(42.0)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(38)	延総委員等数(674)延女性委員等数(271)女性比率(40.2)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)	延総委員等数(69)延女性委員等数(17)女性比率(24.6)	
目標値以外の目標設定					
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 0 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	2		
		そ の 他			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計					(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率(%)
	うち一般行政職		280	46	16.4	17	2	11.8	37	10	27.0	226	34	15.0
支庁・地方事務所等	計		217	41	18.9	16	2	12.5	37	10	27.0	164	29	17.7
	うち一般行政職		170	24	14.1	0	0		16	1	6.3	154	23	14.9
全体	計		131	22	16.8	0	0		12	1	8.3	119	21	17.6
	うち一般行政職		450	70	15.6	17	2	11.8	53	11	20.8	380	57	15.0
再掲	警察関係		348	63	18.1	16	2	12.5	49	11	22.4	283	50	17.7
	教育委員会		77	4	5.2	0	0		0	0		77	4	5.2
			42	9	21.4	0	0		3	0	0.0	39	9	23.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日		2:その他(西暦)						
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)			
本庁	計										
	うち一般行政職		334	64	19.2	603	164	27.2			
支庁・地方事務所等	計		224	49	21.9	376	132	35.1			
	うち一般行政職		324	60	18.5	656	193	29.4			
全体	計		198	41	20.7	320	132	41.3			
	うち一般行政職		658	124	18.8	1,259	357	28.4			
再掲	警察関係		422	90	21.3	696	264	37.9			
	教育委員会		96	25	26.0	124	62	50.0			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比率(%)
本庁	計										
	うち一般行政職		41	6	14.6	54	18	33.3	88	23	26.1
支庁・地方事務所等	計		33	5	15.2	46	17	37.0	72	20	27.8
	うち一般行政職		39	6	15.4	73	10	13.7	84	29	34.5
全体	計		27	5	18.5	44	7	15.9	45	21	46.7
	うち一般行政職		80	12	15.0	127	28	22.0	172	52	30.2
再掲	計		60	10	16.7	90	24	26.7	117	41	35.0
	うち一般行政職		14	0	0.0	26	3	11.5	38	8	21.1
	警察関係		6	2	33.3	13	2	15.4	26	14	53.8
	教育委員会										

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外のみ	面接のみ	面接以外						○	○	筆記試験(論文)、面接
課長相当職	○		○		○	◎		○	○			
課長補佐相当職	○		○		○	◎		○	○			筆記試験(択一式、論文)、術科試験、面接(一般行政職は、択一式、術科試験なし)
係長相当職	○		○		○	◎		○	○			筆記試験(択一式、論文)、術科試験、面接(一般行政職は、択一式、術科試験なし)

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		1,074	148	13.8
昇格試験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

			総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体					
うち 上級			244	90	36.9
うち一般行政職			171	59	34.5
うち 上級			149	60	40.3
うち警察関係			112	38	33.9
うち 上級			60	9	15.0
うち 上級			29	5	17.2

問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	(1)佐賀県職員旧姓使用取扱要綱(2)佐賀県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱、佐賀県立学校職員旧姓使用取扱要綱(3)佐賀県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(1)(2)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した後も、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (3)第2 旧姓使用の基本的な考え方 職員は、法令、条例等に抵触する恐れのない専ら組織内で使用する文書等であって、職務遂行上又は事務処理上支障のないものについて、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けて、旧姓を使用することができるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
31	4	12.9	5	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	佐賀県立男女共同参画センター			愛称・通称	アバンセ		
設置年月日(西暦)	1995年3月16日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 840-0815 住 所 : 佐賀県佐賀市天神三丁目2-11 電話番号: 0952-26-0011 FAX番号 : 0952-25-5591 ホームページ: https://www.avance.or.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) <input checked="" type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) <input checked="" type="radio"/> その他(業務委託)						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	9 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	11 人	予算額	2025年度	99,111 千円
主な事業	<p><input checked="" type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 地域の経済団体及び企業等、教育委員会及び学校等、男女共同参画社会の形成に取り組む団体)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: 男女共同参画フォーラム、国際女性デー啓発イベント、SNS等を用いた各種イベント等情報提供、災害時避難所マニュアル作成及び情報発信、DV等暴力予防教育、幼稚園・保育施設等の教育・保育関係者向けDV等予防教育人材育成、学校現場におけるDV等暴力予防教育人材育成、大学生・専門学生向けDV等暴力予防教育、DV防止啓発展示)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 政治参画セミナー、市町男女共同参画担当職員基礎・実践研修、市町職員研修(アウトリーチ型)、防災リーダー養成講座、女性のためのエンパワーメントセミナー、自治会における女性参画推進に係るワールドカフェ、男女共同参画お届け講座、学生への意識啓発に係る講演会、男性のためのライフセミナー、DV関係機関相談員向け研修、市町DV出張研修)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 女性総合相談、女性のための法律相談、女性のためのこころの相談、女性のための市町出張相談、男性総合相談、LGBTsに関する相談、DV専用相談)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項: 女性総合相談、女性のための法律相談、女性のためのこころの相談、女性のための市町出張相談、男性総合相談、LGBTsに関する相談、DV専用相談)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: 全羅南道女性団体との交流)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 7. 国際交流(主な事項: 男女共同参画等に係る専門図書館)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 苦情処理委員会等)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項: 苦情処理委員会等)</p> <p>10. その他(主な事項:)</p>						
男女共同参画・女性に関するもの							
※ 実施しているもの:○							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		基金・基本財産額	20.000 千円
設置年月日(西暦)	1994年12月5日		出資者	佐賀県

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	問10-2 名称等: 女性の活躍推進佐賀県会議	加盟団体数	12
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 [名称 :]
- 7. その他 [内容 :]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内容:]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	240,164	288,316	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.05 %	0.06 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の项目的設定		○
4	その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における项目的設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価项目的設定		
(4)	プロポーザル方式における評価项目的設定		
(5)	その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の项目的設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の项目的設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等项目的設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目	○		
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○	
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○	
9 短時間正社員制度の導入	○	○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	○	
12 その他	○	○	

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 さが子育て応援宣言事業所(7、8、10)、女性の活躍推進佐賀県会議(1~12)
 → 「企業の表彰制度」の具体的名称 佐賀さいこう表彰(女性活躍部門)(1~12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 女性の活躍推進佐賀県会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 男女共同参画の現状と施策 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・①経営者向け講演会 ・②女性の活躍推進佐賀県会議会員企業の新聞広告掲載 ・③マイナス1歳からのイクカジ推進事業 ・④フェムケアSAGA推進事業 ・⑤SAGAPAPA育休アシスト事業 ・ ・	①企業経営者や管理職を対象に、女性活躍推進に向けた意識啓発のための講演会を実施。 ②女性の活躍推進佐賀県会議の会員企業で活躍する女性のロールモデルや各企業の女性活躍に向けた取組を紹介する。 ③市町と共に事業と両親学級(ブレババ・ブレママ向けワークショップ)を実施。 ④女性特有の健康課題への企業の理解促進のため、ワークショップや先進企業の取組事例、フェムテック・フェムケアサービスの照会や先進取組モデルの構築等を行う。 ⑤男性社員に14日以上の育児休業を取得さえ、かつ、一定の要件を満たした事業所に奨励金を支給する。	①300 ③300	①12月 ②3月 ③11月～1月 ④7.8.12月 ⑤通年
2. 表彰 ・佐賀さいこう表彰女性活躍部門の実施 ・ ・	様々な分野で個性や能力を發揮して活躍している女性または企業等を表彰する。		秋以降
3. 講座 ・女性活躍推進セミナー ・ ・	女性の活躍推進佐賀県会議と連携し、管理職や若手向け等、階層別のセミナーを実施。	セミナーにより異なる	秋以降
4. 相談事業 ・DV総合相談センター相談事業 ・ ・	女性総合相談や法律相談、男性総合相談等の業務を実施。		通年
5. 情報収集・提供 ・①女性の活躍推進佐賀県会議ホームページでの情報提供 ・②「男女共同参画の現状と施策」の作成・公表 ・ ・	①女性の活躍推進佐賀県会議の情報発信や各種イベント・セミナーの案内を行う。 ②県内の男女共同参画に関する現状と課題を明らかにするため、基礎データを整理するとともに、県の各部局の男女共同参画関連施策についてまとめ、公表する。		①通年 ②秋以降
6. 苦情処理 ・苦情処理体制の整備 ・ ・	県男女参画・女性の活躍推進課及び県民総合相談・情報提供窓口での対応。		通年
7. 交流促進 ・①はたらく若手女子の異業種交流会 ・②輝く女性のための交流会 ・ ・	①県内で働く概ね40代以下の女性を対象とした交流会を開催。 ②県内で活躍する女性の交流会を開催。	①50 ②100	①10月 ②冬以降
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・女性の活躍推進佐賀県会議との連携 ・ ・	県内経済団体を中心に構成された「女性の活躍推進佐賀県会議」と連携し、各種セミナーやイベント開催、会員企業への案内を行う。		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・韓国全羅南道女性団体との交流支援 ・ ・	韓国全羅南道女性団体と県内女性団体との意見交換・交流会を実施する。		10月
10. 調査研究 ・男女共同参画社会づくりのための県民意識調査 ・ ・	県における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画の実現に向けた施策を立てるために基礎資料をするため、アンケート調査によるデータ収集を実施する。		11月
11. その他 ・ ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	佐賀県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規定名	佐賀県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、該当出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から該当出産の予定日(議員が出産した時は、該当出産日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	4	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2

規則名	
条本文本	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	
男女参画・女性の活躍推進課において、政治分野における女性の参画を促進するため「政治参画セミナー」を実施。	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	[]
計画、指針名 該当部分の規定	佐賀県地域防災計画 健康福祉対策部の所掌事務のうち、男女参画・女性の活躍推進課長が取りまとめを行う担当事務「男女双方の視点を踏まえた対策」について、主な内容として「男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に關すること」と記載。

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	15 人	うち女性数	2 人	女性比率	13.3 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	[]
---	------------------------	-----

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

2	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期:	2023年1月11日	~	2027年1月10日
副 知 事		2 人	(女性 0 人、	男性 2 人)	

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	72	21	29.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	21	29.6	
	内 記 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者 7号 当該都道府県の地域において業務を行つ指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者たちのうち当該都道府県の知事が任命する者	17 1 1 1 4 4 27 16	1 0 1 0 3 0 6 10	5.9 0.0 100.0 0.0 75.0 0.0 22.2 62.5	
2	国土利用計画地方審議会	16	9	56.3	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	19	5	26.3	
x	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	28	15	53.6	
	7 精神医療審査会	26	10	38.5	
x	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	23	8	34.8	
	10 準看護師試験委員会	10	5	50.0	
x	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	29	15	51.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	4	26.7	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
x	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	13	7	53.8	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	18	4	22.2	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	12	6	50.0	
x	24 石油コンビナート等防災本部				
x	25 公害健康被害認定審査会				
x	26 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
x	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	36	9	25.0	
x	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	11	55.0	
	31 介護保険審査会	18	10	55.6	
	32 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	28	9	32.1	
	34 警察署協議会	89	48	53.9	
	35 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
	37 都道府県国民保護協議会	48	10	20.8	
	38 地方独立行政法人評価委員会	7	3	42.9	
x	39 市街地再開発審査会				
x	40 都道府県職員委員会				
x	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	26	4	15.4	
	46 指定難病審査会	7	3	42.9	
	47 小児慢性特定疾病審査会	4	2	50.0	
	48 行政不服審査会	6	4	66.7	
x	49 地域医療対策協議会				
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	10	4	40.0	
x	51				
x	52				
x	53				
x	54				
x	55				
	合 计	674	271	40.2	
	女性委員の審議会数	0			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	20	2	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	3	37.5	
合 計		69	17	24.6	
女性委員の委員会数		1			